

## 5 障害者の地域生活への移行について

### (1) 施設入所者の地域生活への移行状況について

施設入所者の地域生活への移行状況については、各都道府県にご協力いただき調査した結果（平成21年10月1日現在の速報値）（関連資料14（101頁））、平成20年10月1日から平成21年10月1日にかけて、10,372人が入所施設を退所し、このうち約半数の5,332人が生活の拠点をグループホーム、一般住宅、公営住宅等の地域生活へ移行していた。

一方で、8,349人が新たに施設に入所していたところであるが、このうち3,286人は地域で生活していた者であるものの、病院から退院して入所した者が2,992人、他の障害者の入所施設から転入した者が1,548人含まれている。

回収率が異なるため、正確な比較は困難であるが、前回調査（平成19年10月1日から平成20年10月1日）と比較すると、

- ・ 施設入所者数の減少率が増加（0.9%→1.5%）
- ・ 地域生活への移行者の割合も僅かに増加（3.6%→3.9%）

また、新規入所者については、

- ・ 家庭から施設に入所した者の割合が増加（67.7%→80.8%）
  - ・ 民間住宅に1人暮らししていた者の割合は減少（17.9%→5.8%）
- という状況となっている。

障害福祉計画では、平成23年度までに平成17年時点の施設入所者のうち、2.1万人が地域生活へ移行することを見込んでいるが、平成21年10月1日時点の累計ではすでに19,430人が地域生活へ移行している状況となっている。一方で、同計画では、施設入所者を1.2万人削減することを見込んでいるものの、同日時点の累計は3,579人とどまっている。

今回調査では、障害者の地域生活への移行が徐々に進んでいることが読み取れるものの、一層の地域生活への移行促進や地域生活を継続するための支援が必要と考えるので、居住サポート事業の実施等、更なる取組をお願いする。

### (2) 障害者の地域移行と住まいの場について

#### ① グループホーム・ケアホームについて

##### ア グループホーム・ケアホームの整備について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、グループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の整備を促進していくことが重要であるが、障害福祉計画では、障害者のグループホーム等を平成23年度までに8.3万人分整備することとされているところ、平成21年10月現在で約5.3万人となっており、この目標値を達成するためには更なる整備促進が急務となっている。

このため、昨年10月から、都市部などにおいてもグループホーム等を整備しやすくなるよう、ワンルームタイプのマンションやアパートについて、建物内に複数の共同生活住居を設置することを可能としたところである。

しかし一方で、同一敷地内に隣接した複数の共同生活住居を設置する事例に対し、入所施設のような集団処遇になる恐れがあるとの声や、同一敷地内で日中活動事業所と併設することに対し、「日中活動の場」と「生活の場」の一体化が危惧されるとの声も聞かれるところである。

各都道府県におかれては、グループホーム等の整備に当たって、家庭的な雰囲気や地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保するという立地の趣旨について十分に配慮し、整備促進を図っていただきたい。

#### **イ グループホーム等の積極的活用について**

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者が、円滑に地域生活への移行ができるよう、また、家族と同居している障害者が、自立した地域生活を継続できるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホーム等の体験利用の仕組みを創設したところである。

また、身体障害者についても一層の地域生活への移行を促進していく観点から、平成21年10月からは、身体障害者（65歳未満の者又は65歳になる前に障害福祉サービス等を利用したことがある者）もグループホーム等の利用対象に加えたところである。

障害者の地域生活への移行が円滑に進むよう、これらの仕組み等についても更なる周知をお願いする。

#### **ウ グループホーム等の防火安全体制について**

グループホーム等における防火安全体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策については、従前より万全を期すよう、その周知徹底についてお願いしているところであるが、近年火災によって入居者の方が死亡する残念な事故も発生しているところである。

これに関しては、「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」（平成20年6月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）等により、グループホーム等の防火安全体制の徹底についてお願いしているところであるので、改めてこの通知の内容についてご確認いただくとともに、今後とも万全を期すよう改めて周知をお願いする。

さらに、平成21年4月1日に消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）の施行に伴い、スプリンクラー等の消防設備の設置等の取扱いに変更が生じたことについては、今年の会議でも周知したところであるが、これについても、関係機関等に対して改めて周知をお願いする。

また、本年2月5日には、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成22年総務省令第7号)等が公布され、アパート等の共同住宅におけるグループホーム等の部分が、他の住戸とほぼ同様の形状となっているものについては、居室を準耐火構造の壁等で区画すること等の構造要件を満たした場合に、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を一部要しないこととされたところであり、省令の内容を確認していただき、管内市町村、関係者に周知いただくとともに、防火安全体制について消防防災主管部局との連携にご留意いただきたい。

## ② 宿泊型自立訓練の活用について

障害者の地域生活への移行の促進を図るためには、宿泊型自立訓練の活用も非常に重要であると考えている。このため、平成21年4月の報酬改定において、通勤者に対する日常生活上の支援を評価する「通勤者生活支援加算」や、利用者の地域移行に関する情報提供等を行う地域移行支援員を手厚く配置した場合を評価する「地域移行支援体制強化加算」を創設したところである。

また、従前から障害者の地域生活への移行の役割を果たしてきた知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設の訓練の実態を踏まえ、宿泊型自立訓練の標準利用期間を1年から2年へと延長し、さらに宿泊型自立訓練の利用者が同一敷地内における日中活動サービスの利用を可能としたところである。

各都道府県におかれては、改正の趣旨を踏まえ、管内事業所等に対する積極的な周知をお願いするとともに、精神障害者生活訓練施設等の宿泊型自立訓練への移行と、宿泊型自立訓練を活用した障害者の地域生活移行を一層推進していただくようお願いする。

## ③ 障害者の地域移行のための各種施策の活用について

### ア 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業について

障害者が地域で安心して生活していくためには、地域において24時間のサポート体制を構築することが重要であり、このため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業(以下「基金事業」という。)において、障害者を地域で支えていくため、様々な既存の社会資源を組み合わせ、地域生活支援の拠点化を図る「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」を設けているところである。本モデル事業については、障害者が地域で生活していく体制を整備する上で非常に重要な事業であると考えており、未実施の都道府県においては、事業の趣旨を踏まえ、積極的に事業化していただくようお願いするとともに、すでに実施している都道府県におかれては、本事業の検証のため、実績報告の提出をお願いする。

## イ 地域移行支度経費支援事業について

障害者の地域生活への移行を促進するため、基金事業において、入所施設や精神科病院から退所・退院し、地域生活を開始するに当たり必要となる物品の購入に対する助成事業として「地域移行支度経費支援事業」を設けているところであり、本事業の活用を関係者へ周知する等、地域生活への移行の更なる取組をお願いする。

## ウ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、退所後の福祉的な支援が不十分であったため、障害者が矯正施設等を退所するにあたり、地域定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行うこととしている。また、受け入れ依頼のあったグループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、施設入所支援については、基金事業における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」や報酬の「地域生活移行個別支援特別加算」を活用し、矯正施設等を退所した障害者が地域社会に復帰できるよう、特別の支援を行うこととしている。

これらの仕組みが有効に機能するよう、対象者の円滑な移行についてご配慮をいただきたい。

## (3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が福祉施設等から地域生活へ移行し、自立した生活を送るに当たっては、住まいの場の確保が必要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出したところであり、また、本年1月15日に開催した「全国厚生労働関係部局長会議」において、この通知の趣旨を踏まえ、福祉部局と住宅部局とが連携して障害者の住まいの場の確保についての取組をお願いしたところである。(関連資料15(106頁))

障害者の住まいの場の確保を円滑に進めるためには、福祉施策と住宅施策とを組み合わせることで進めて行くことが重要であることから、引き続き福祉部局と住宅部局との連携による取組をお願いする。

## (4) 医療型短期入所の整備促進について

医療的ケアを必要とする重症心身障害(児)者、遷延性意識障害(児)者及びALS患者等が、地域で安心して生活をしていく上で、介護者が病気などになった時や介護者の一時的な休息のために、医療型の短期入所の充実が極めて重要であり、平成21年4月の報酬改定において、手厚い看護体制を

とる病院において提供される短期入所サービスを評価する報酬区分を新たに設けるとともに、宿泊を伴わない医療型の短期入所を実施可能としたところである。

医療型の短期入所の事業所は、255か所登録（平成21年10月1日現在）されているが、未整備の県や、地域によっては満床で利用できないなどの状況が生じており、その整備促進が必要となっている。

各都道府県におかれては、医療的ケアを必要とする重度の障害者（児）の実数やニーズを、自立支援協議会などを活用して的確に把握し、公立病院等の協力を得ながら、医療型の短期入所の一層の整備に尽力いただくとともに、介護者等に対し適切な支援が行き届くよう、情報提供に努められたい。

## 6 相談支援体制の充実等について

### (1) 相談支援の充実等について

#### ① 相談支援の充実について

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がある。

このため、国においては、市町村が実施している一般的な相談支援の機能を強化するための事業を、地域生活支援事業や障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業（以下「基金事業」という。）に位置付け、国庫補助により財政的支援を行っているところである。これらの事業については次のとおりであるので、各都道府県におかれては、これらの事業を積極的に活用し、地域の相談支援体制の強化を図るようお願いする。

#### ア 市町村地域生活支援事業及び基金事業の積極的活用

地域生活支援事業に相談支援事業として位置付けている「市町村相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」、「成年後見制度利用支援事業」については、地域の相談支援体制を強化を図る上で有効な事業であると考えているが、依然として実施状況は低調である。

平成21年8月に実施した相談支援事業の実態調査結果（以下「実態調査結果」という。）によると、居住サポート事業や成年後見制度利用支援事業の未実施市町村の未実施の理由は、どちらの事業も「利用希望者がいない」が最も多くなっているところである。地域の実情によっては、障害者のニーズも異なり、事業の必要性が低い場合も考えられるが、市町村が利用希望者を把握できていない場合や、そもそも障害者に施策の情報が伝わっていないことも考えられるので、まず、基金事業のメニューの一つである「相談支援充実・強化事業」を活用する等により、自宅に引きこもっている障害者のみならず、障害者入所施設に入所して

いる者や、精神科病院に入院している者も含めて戸別訪問を実施する等、地域の障害者のニーズや実態の把握を行った上で、これら事業の活用について十分に検討するよう、管内市町村に対し周知をお願いする。

さらに、国においては、平成21年度から、これらの事業の中でもとりわけ実施率が低調である居住サポート事業について、市町村が事業を実施するに当たり必要となる設備整備や、実際に物件の斡旋を行う不動産業者に対する説明会等にかかる費用を助成する「居住サポート事業立ち上げ支援事業」を基金事業のメニューの一つに位置付けたところであるので、積極的な活用をお願いする。

○相談支援事業（地域生活支援事業）の実施状況について

（平成21年4月1日現在 障害福祉課調べ）

◆市町村相談支援機能強化事業	実施済	44%	実施予定	2%	未実施	54%
◆住宅入居等支援事業	実施済	12%	実施予定	3%	未実施	85%
◆成年後見制度利用支援事業	実施済	38%	実施予定	5%	未実施	57%

イ サービス利用計画作成費

サービス利用計画作成費の対象者については、特に計画的プログラムに基づく支援の必要性が高い

a 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

b 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

c 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者を対象としているところであり、平成21年4月時点の支給認定者は3,354人、そのうち利用者は2,731人となっており、依然として低調である状況が続いている。

サービス利用計画作成費による支援は、支給決定がなされた障害福祉サービスの利用日時や担当者について計画で定めるだけでなく、その作成後について、サービスの利用が障害者の状況やニーズに適合しているかを確認するための「モニタリング」や、障害福祉サービス事業者との連絡調整を行うものであり、障害者の地域生活を支援する上で重要なものであることから、引き続きサービス利用計画作成費の積極的な活用について、管内市町村、相談支援事業者及び障害福祉サービスの利用者等に対し、周知をお願いする。

② 相談支援等に関する研修について

ア 相談支援従事者に対する研修について

相談支援を担う人材の質の向上については、平成20年12月の社会保障審議会障害者部会の報告（以下「部会報告」という。）において、

「研修事業を充実するなど、質の向上を図っていくべき」とされたところであり、国においても「相談支援従事者指導者養成研修会」を実施し、昨年度は都道府県研修の企画立案・運営を担う者の養成を行ったところである。各都道府県におかれては、この研修の修了者を活用するとともに、研修の企画立案・運営に積極的に関与し、都道府県自立支援協議会で人材養成の在り方について検討する等して、計画的に取り組んでいただきたい。

また、相談支援専門員の要件は、都道府県において実施される初任者研修を修了した翌年度から5年以内に相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した者としているところであるが、平成20年度までに一度も開催していない都道府県がまだ14ヶ所あるので、各都道府県におかれては、相談支援専門員の質の向上を図るため、現任研修を確実に実施し、受講対象者に対して積極的に受講するよう周知をお願いする。

なお、平成22年度の「相談支援従事者指導者養成研修会」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- |      |  |
|------|--|
| ◆研修名 | : 相談支援従事者指導者養成研修会                          |
| ◆日時  | : 平成22年6月16日(水)～18日(金)                     |
| ◆場所  | : 国立障害者リハビリテーションセンター学院<br>(埼玉県所沢市並木4丁目1番地) |

## イ サービス管理責任者に対する研修について

サービス管理責任者に関しては、経過措置として、実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月までの間は「相談支援従事者研修(講義部分)」及び「サービス管理責任者研修」を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとしているが、各都道府県におかれては、既にサービス管理責任者として配置されている者であって、これらの研修を修了していない者について、経過措置の期間内に計画的に研修を受講させるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

また、国においては、平成21年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会」において、都道府県研修の均てん化を図るため、都道府県研修の企画立案・運営に資する内容を盛り込み実施したところであるので、各都道府県におかれては、この研修の修了者を活用して都道府県の「サービス管理責任者研修」を実施していただきたい。

なお、平成22年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を

推薦していただく等ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : サービス管理責任者指導者養成研修会
- ◆日時 : 平成22年9月8日(水)～10日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

## (2) 地域自立支援協議会の活動の充実について

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、本人のニーズに合った各種のサービスを提供する地域の支援体制の整備が必要である。このため、障害福祉サービス事業者等の関係者が集まり、地域における課題を共有し、サービス提供の整備を進めていくための協議を行う場である「地域自立支援協議会」が市町村に設置されることが重要であるが、平成21年4月時点では、全国で79%（1,426市町村/1,798市町村）の市町村が設置しているところである。

地域自立支援協議会については、平成19年度に各自治体に対して地域自立支援協議会の設置方法や運営方法を示した「自立支援協議会設置・運営マニュアル」を配布し、また、地域自立支援協議会の設置・運営に関するアドバイザーを派遣する「都道府県相談支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューの一つに位置付け、自立支援協議会の設置・運営に関して支援を行っているところであるので、各都道府県におかれては、これらの事業を積極的に活用する等して、市町村における地域自立支援協議会の設置の促進を図っていただきたい。

また、各都道府県におかれては、既に設置済みの地域自立支援協議会が形骸化することのないように、上記マニュアルや、地域自立支援協議会の事務局職員や協議会メンバーに対する研修に係る費用を助成する「地域自立支援協議会運営強化事業」（基金事業）の活用等によりその活性化を図るよう、管内市町村に対して周知をお願いしたい。

## 7 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 工賃倍増5か年計画支援事業の推進等について

#### ① 工賃倍増5か年計画の現状について

障害のある方が経済的に自立していくためには、障害年金などとともに、就労が可能な方について、一般就労への就労を広げていくことや、福祉施設で働く障害のある方の「工賃」を引き上げていくことが重要であると考えている。

しかしながら、工賃の引き上げについては、福祉施設において、商品開発や市場開拓など経営のノウハウが十分でないなど、まだまだ多くの課題



を抱えているところである。

そこで、平成19年度から、各都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定し、地域の福祉施設の実態を踏まえ、経営コンサルタントを派遣するなど、工賃の引き上げに向けて集中的に取り組むとともに、国としても、その取組を支援しているところである。

平成20年度の平均工賃月額が12,587円となっており、現下の経済情勢の影響も受け、前年度の12,600円と比較して0.1%の減額であり、わずかながら減少しているところであるが、工賃倍増5か年計画支援事業により経営コンサルタントを受け入れて、取組を改善した事業所だけを見た場合、平成20年度の平均工賃月額は14,438円となっており、前年度の13,664円と比較して5.7%の増額であり、事業の効果が着実に現れている。

また、平成20年度の平均工賃月額が前年度と比較して高い都道府県については、工賃の高い理由として、いずれの都道府県も複数の事業所が協働して仕事の分配、品質管理等を一括して行う体制の整備など、事業所間で共同した取組が行われている。

(参考) 工賃の高い都道府県

ベスト1	佐賀県	平成19年度16,025円→平成20年度16,589円	3.5%増
ベスト2	福井県	平成19年度14,570円→平成20年度16,187円	11.1%増
ベスト3	徳島県	平成19年度14,964円→平成20年度15,756円	5.3%増

## ② 平成22年度予算案について

工賃倍増5か年計画支援事業については、昨年11月に開催された行政刷新会議の「事業仕分け」において、

- ・ 効果的な事業手法を工夫すべき
- ・ 執行率が低い
- ・ 補助事業のメニューの多様化を検討し、就労事業所等への経営コンサルタントの派遣だけでなく、都道府県が考えた効果的な事業も対象となるようにすべき
- ・ 地方負担の存在が執行不用の大きな要因のひとつとなっていると考えられるので、国庫負担のあり方を検討

との指摘を受け、概算要求額を縮減(半額)とされたところである。

(平成22年度概算要求額 15億円→縮減後要求額 8億円)

このため、平成22年度予算案においては、これまでの執行実績や、本指摘等を踏まえ、約8億円を計上したところである。

約8億円の内訳としては、これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するため、既存事業の見直しを行ったもの(約5億円)を計上する一方で、新たに、複数の事業所が協働して受注や品質管理を行う事業(約2億円)や、好事例の紹介、説明会の実施

などに対する補助を行う事業（10／10相当）（約1億円）を計上したところである。

については、平成21年度第1次補正予算で積み増した障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業（以下「基金事業」という。）の「大規模な生産設備」に関する助成等と併せて活用し、工賃引き上げのための積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成22年度予算案を踏まえた実施要綱案をお示しするので、各都道府県におかれては、早期に事業実施の検討をお願いしたい。（関連資料16（107頁））

### ③ 工賃（賃金）の実績報告について

各事業所の工賃（賃金）実績の公表は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、重要であると考えている。

このため、平成22年度においても、工賃（賃金）実績の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表にあたっては、各事業所に趣旨を理解していただき、各都道府県におかれては、事業所ごとの工賃（賃金）実績を公表していただくようお願いする。

なお、調査概要等の詳細については、追って通知することとしている。

## （2）障害者就業・生活支援センター事業等について

### ① 障害者就業・生活支援センター事業について

障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することとしており、このため、平成22年度予算案において、設置数を拡充し、全国282か所で実施することとしている。

障害者就業・生活支援センターにおける支援については、ハローワーク、就労移行支援事業所等、関係機関との連携が重要であるが、現状では、こうした連携が行われていない感がある。

こうしたことから、連携を促進し、よりセンター機能を発揮できるよう、生活支援に携わる非常勤職員に係る経費（1人）を新たに計上しているので、人員の確保に努められたい。

なお、設置状況については、既にすべての圏域への設置が終了し都道府県がある一方、平成23年度までの設置計画がない圏域が存在する都道府県も複数あることから、設置計画を策定し、着実な整備を進めるよう、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。（関連資料17（110頁））

※ 平成22年度における障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱の改正は行わない予定。

### ② 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用にあたっては、平成20年12月の社会保障審議会障害者部会報告書において、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが必要とされ、その際、就労移行支援事業を短期間利用することについて明確化することとされたところである。

これについては、昨年度、文部科学省と協議し、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるようにしたところであり、各都道府県におかれては、関係機関等に対し、更なる周知をお願いしたい。

なお、基金事業の対象事業である、「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制作りを行った場合の費用について助成するものであり、特別支援学校等との連携強化を図ることにより、切れ目のない円滑な就労支援サービス利用が可能となるよう、取組をお願いしたい。

## 8 障害児支援について

### (1) 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置の判断については、「障害児施設給付費等の支給について」（平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において判断基準を示してきたところであるが、その判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市により差が生じている状況があり、例えば、障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台であるのに対し、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている。こうした差が生じている主な要因としては、措置率が高い自治体においては、虐待のおそれがある場合を「虐待等」に含めて一律に措置としていることや、滞納のおそれなど施設側の意向により措置としており、措置率が低い自治体においては、虐待や虐待のおそれがある場合であっても、利用契約の締結が可能であれば契約としている。

「社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月16日）」においても、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきであると提言されているところである。

これを踏まえ、全国的に適切な判断が行われるよう、先般「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について」（平成21年11月17日障発第1117第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を发出し

たところであるが、特にその判断に差が生じていた虐待や、虐待のおそれの取扱いについて、「保護者に契約の意志があっても措置で対応すること」、「虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応すること」や、利用料を滞納している場合の取扱いについて、「滞納をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断すること」等、本通知により具体的な運用方法を示すとともに、障害児が契約や措置により障害児施設に入所した後においても、児童相談所、都道府県等は保護者や施設等から継続的に情報を収集し、適切な支援を行うよう周知を行ったところである。（関連資料18（120頁））

これらの取扱いについて、各都道府県等におかれては、現在障害児施設に入所している児童も含めて適切な運用に努められたい。

## （2）児童福祉施設に入所する児童への「子ども手当」の支給について

児童福祉施設に入所している中学校修了までの親のいない子ども等について、平成22年度の措置として、子ども手当相当額が行きわたるような措置を雇用均等・児童家庭局において検討中であるので、留意されたい。

### 【検討中の内容】

安心こども基金の地域子育て創生事業を活用して、施設に対して補助を実施。

施設は、対象となる子どもの健やかな育ちの支援のために当該補助を使用（対象となる子どもの学用品の購入等）。

#### ・補助額

対象となる子ども1人につき子ども手当に相当する額

#### ・対象となる子ども

親のいない子ども等子ども手当の支給の対象とならない子ども

※ 平成23年度以降の取扱いについては、子ども手当制度の在り方の検討の中で、子ども手当の恩恵が行きわたるような子ども手当制度における対応について検討。

## 9 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

### （1）支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

- ① 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- ② 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ③ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を定めていただきたい。

また、国庫負担基準を超過する市町村に対しては、平成21年度から、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の補助要件の緩和（訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護利用者数の割合25%超を対象→10%超を対象）及び障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において実施する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の創設により、一定の財政支援を可能としているので、平成22年度においても引き続き、ご活用いただきたい。

なお、市町村における支給決定基準の設定等の実態を把握するため、全市町村を対象に、支給決定基準についての基本調査（調査時点は平成22年4月1日現在、調査項目は「支給決定基準の設定の有無」や「支給量の決定の方法」等を想定）を平成22年4月に実施する予定であるため、調査実施の際にはご協力願いたい。

## （2）障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

しかしながら、先般、65歳以上の在宅の障害者が、介護保険サービスを既に利用している場合には、障害者自立支援法による新規の申請を一律に認めない取扱いをしている事例があった。

また、利用者から「65歳到達により、介護保険が適用された結果、利用者の心身の状況や環境、支援のニーズ等の個別の事情が変わらないにもかかわらず、必要なサービスが受けられなくなった」といった声も寄せられているところである。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、先般、各市町村における障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る運用実態を調査したところ、65歳以上の障害者からの障害者自立支援法に基づく新規の給付申請を一律に認めていない運用を行っている自治体は無かった。各都道府県におかれては、今後とも管内市町村で適切な運用が図られるよう周知願いたい。

### （3）重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

- ① 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。
- ② これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

また、「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりの

サービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

#### (4) 居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護については、サービス1回当たり利用可能時間数を記載することとしており、また、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

しかしながら、支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、場合によっては、標準利用可能時間数を超える時間数の設定など、一人ひとりの事情を踏まえて支給決定することに留意されたい。

【参考】平成21年10月7日付事務連絡「平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」より抜粋  
（「第2 支給決定事務」の「X 受給者証の交付」のうち関連部分）

##### イ) 支給量等

###### a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

- (a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分/月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能時間数を記載する。

## 10 障害福祉関係施設の整備等について

### (1) 平成22年度社会福祉施設整備費の国庫補助に係る協議等について

平成22年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議については、先に協議方針等をお示ししたところであり、平成22年3月8日以降に地方厚生（支）局におけるヒアリングを行うこととしているが、各都道府県市におかれては、障害者の地域移行を進めるためのグループホーム等の整備をはじめ、積極的な協議方をお願いしたい。（関連資料19（124頁））

また、平成21年度第1次補正予算において創設された「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」の活用により、入所者の安全を確保するための入所施設の耐震化及びスプリンクラー整備の推進を図りたい。

特に、平成21年4月の消防法施行令改正の施行に伴い、275㎡以上1000㎡未満又は1000㎡以上の平屋建ての既存の入所施設等については、平成23年度末までにスプリンクラーを設置することが義務付けられていることから、早期に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

## （2）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設及び分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

#### 《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

### ② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等



施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている。

### **（３）社会福祉施設等の木材利用の推進について**

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、各都道府県におかれては、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

### **（４）基金事業に係る財産処分手続きの取扱いについて**

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の財産処分手続きの取扱いについては、補助金適正化法に基づく財産処分の取扱いを定めた「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発第0417001号社会・援護局長通知。以下「財産処分承認基準通知」という。）に準じた取扱いとするとともに、交付決定と一体的な財産処分である「補助財産取得時の抵当権の設定」について、財産処分手続きの簡素化の観点から、都道府県において資金計画や償還計画等に基づき抵当権の設定の審査を行った上で承認し、当該承認をもって厚生労働大臣の承認があったものとみなす取扱いとすることとしており、当該交付金に係るQ&Aを発出する予定である。

また、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の財産処分手続きの取扱いについても上記と同様の取扱いとするとともに、当該交付金により耐震化整備を図るために社会福祉施設整備費等で整備した施設を取壊す場合については、財産処分手続きの簡素化の観点から、地方厚生（支）局への事前報告をもって承認したものとみなす等、財産処分承認基準通知の改正を行う予定である。

各都道府県におかれては、上記の取扱いにご留意の上、今後の事務処理に遺漏のないよう、よろしくお願いしたい。